

## **[事案 24-1] 新契約・転換契約無効確認請求**

・平成 24 年 8 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

新契約および転換契約に関し、いずれも希望と異なる内容であったとして、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めるとともに、他社の保険契約を解約したことに伴う損害賠償を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

加入していた他社の保険と同程度の内容（具体的には、貯蓄型の保険であること、更新型の保険でないこと、保険料が 55 歳で増額しないことの 3 点）であれば加入しても良い旨を募集人に伝え、そのような内容になっていると思って平成 9 年 3 月に加入した契約①（定期保険特約付終身保険）について、希望した内容と異なっていた。同①契約からの平成 16 年 3 月からの転換に際して、募集人から、少しの保険料アップで契約内容がバージョンアップ（具体的には死亡保障の増額）されると説明されたが、意図していたのと異なる内容の契約②（利率変動型積立終身保険）に転換させられていた。よって、①②の契約を取消して、既払込保険料を返還してほしい。

また、他社保険契約を解約したことに伴い、既払込保険料から解約返戻金を差し引いた残金を損害額として、不法行為に基づく損害賠償を求める。

### **<保険会社の主張>**

何れの契約についても、募集人は設計書等により説明しており、申立人は契約内容を確認して契約締結をしたものであり、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を、錯誤無効（民法 95 条）の主張と解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面、申立人からの事情聴取の内容に基づき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

#### **1. 契約①について**

申立人が主張する他社保険契約について、申立人は必ずしも正確な内容を把握しているわけではなく、その内容について確認できる資料からは、他社保険契約が申立人の主張する内容であると認めることはできない。従って、契約①の内容が他社保険契約と同程度の内容であるか否かについては判然としない。

従って、申立人に錯誤があったと直ちに認めることはできないが、仮に錯誤が認められたとしても、申立人は、事情聴取において、自らが問題にする 3 点について募集人に確認しておらず、受領した説明資料や申込書の内容も読まずに契約を締結したと陳述しており、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ない。

## 2. 契約②について

本件転換手続により、月額保険料は約 5,000 円増え、死亡保障は 500 万円増えており、また、その他の保障については、ほぼ契約①と同様と認められ、申立人が署名している「転換サービスご利用に際しての確認書」からすると、このことは申立人も確認して本転換手続がなされたと認められる。従って、契約②の内容について錯誤があったと認めることはできない。

## 3. 損害賠償請求について

申立人は、契約①の加入時に、他社保険契約を解約したが、これは本人の意思に基づいてなされたものと認められ、保険会社が、申立人の他社保険契約についての権利を侵害したとの事実を認めることはできない。